

第31回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨

1 日 時

令和2年12月23日（水） 14時～15時00分

2 場 所

兵庫県動物愛護センター 愛護館 多目的ホール

3 出席者

(1) 委 員6名（敬称略）

植村興、古田一夫、三田一三、會田道彦、田上美穂子、早瀬光希

(2) 事務局4名

村田生活衛生課長、井上所長、野村技師、奥添技術員

4 議事概要

(1) 令和3年度動物愛護基金活用予算（案）について

(2) 野良猫不妊手術助成金交付要綱の改正について

<意見等>

（令和3年度動物愛護基金活用予算（案）について）

- ・住民自治組織等を対象とした野良猫捕獲搬送助成金を新設し、20万円要求する。
- ・多頭飼育猫不妊手術助成金について、昨年度100万円だったのを50万円要求する。
- ・多頭飼育猫不妊手術等委託料を新設し、50万円要求する。
- ・多頭飼育猫不妊手術助成金の50万円と多頭飼育猫不妊手術等委託料の50万円、あわせて100万円で、去年と同額の100万円となる。
- ・収容動物用消耗品は収容数の増加に伴い増額し、74万8000円要求する。
- ・収容動物用医薬品購入品は収容数の増加に伴い増額し、48万9000円要求する。
- ・動物愛護推進員等相談室使用料助成金を新設し、1会場2000円を1年間毎週1回、2グループが使用することを想定し、20万円要求する。
- ・動物収容施設改修工事を新設し、2614万6000円要求する。
- ・動物愛護推進員等相談室使用料助成金について、保健所や県の多目的施設等の使用を促すという観点から、20万円は多すぎるのではないか。また、できるだけ保健所で無料で使えるようにしてほしい。

- ・予算の金額は計上されても使い切るというものではなく、残額は再び基金に戻るため、予算額の多さは支出額の多さと直結しない。
- ・今年度執行済額について、前回の協議会では資料があったが、議論しやすくするため、予算を議論する際は毎回資料をつけてほしい。
- ・多頭飼育不妊助成金を使用した際、どこの現場で、何匹いて、どれだけ使って、何匹残したのかという詳細情報を、協議会で共有すべきではないか。
- ・多頭飼育不妊助成金の詳細情報は個人情報保護の観点から、協議会で共有は難しいと思っているが、当該案件にかかわっているボランティアには情報共有してほしい。
- ・市としては、多頭飼育不妊助成金の詳細情報は個人情報保護の観点から、協議会への共有や閲覧は不可であるが、現在も当該案件にかかわっているボランティアには情報共有している。
- ・また多頭飼育案件について、1件1件資料や報告書を作成しており、引継ぎを行っている。
- ・収容動物の消耗品について、一般会計で計上できる予算は基本的に例年の収容頭数にあわせた飼料分のみ要求できる。
- ・基金から計上している収容動物の消耗品に関しては、多頭飼育問題の動物たちを極力殺処分せず、譲渡につとめるということを目的とした収容で、対応事案が15頭×3を想定し計算している。
- ・多頭飼育猫不妊手術等委託料について、市と獣医師会で委託契約し、獣医師会内で実施病院を調整する。
- ・動物収容施設改修工事費の総額5260万は設計金額であり、受注価格がこれ以上になることはないが、国庫補助の割合の変動による基金負担分の増額はあり得る。

(野良猫不妊手術助成金交付要綱の改正について)

- ・団体登録制度を作り、地域町会などが登録し不妊手術をするというもの。その団体に対し、捕獲・送迎費用を1回最大5000円助成するという改正をする。
- ・団体登録の要件については、講習会受講者のうち、地域自治組織、福祉協会、婦人会、防犯協会、管理組合（マンション）などが、3名以上の役員の同意をそえて市に団体登録申請をおこなうものとする。
- ・団体登録制度の設置及び捕獲・送迎費用助成を行う理由は、地域自治組織という団体は、地域に根ざした形でTNRの概念を地域及び周辺住民に対し、より周知・浸透させることができるためである。
- ・既存の個人による小規模不妊手術については、単発の餌やりが野良猫に対し早期不妊手術を実施しなければならないといった事例に対応できるよう制度として存続させる。
- ・個人による小規模不妊手術では、講習会を受講しマナーを守りTNRを行い、自身が給

餌・不妊手術を実施し飼い続けると決めた野良猫に関する苦情が出た場合は、自身の責任で対応するため、地域承認（代表者の署名押印）を廃止する。

- ・団体に対する捕獲・送迎費用助成について、何年もかかって1頭2頭を実施した者に対し助成金を交付することは、制度の意味合いとして不適切なので、期限を決めて、その範囲内で実施したもののみ助成すべきではないか。

- ・地域自治組織の役員は入れ替わりが頻繁にあるため、団体に講習を受講した人が誰もいなくなる活動があるため、受講の有効期限を決め、継続の場合は再受講を検討すべきではないか。

- ・この改正案の施行は、団体に対する捕獲・送迎費用助成については令和3年1月、個人による小規模不妊手術の地域承認廃止は令和3年4月以降を考えている。

- ・団体に対する捕獲・送迎費用助成について、まず団体が自分たちで負担するように説得してほしい。

- ・団体登録制度は、あくまで地域でTNRを行おうとする組織が自ら登録し制度を活用するものであり、決して登録及び活用を無理強いするものではない。

- ・団体登録者に対する助成は一般財源の100万円から支出するため、基金からは支出されない見通しである。

以 上